

市立竹原書院図書館システム機器更新に係る一式賃貸借仕様書

現行、市立竹原書院図書館にて稼働中の図書館システム機器更新に伴い、新規ハードウェア調達、セットアップ作業及びデータ移行作業、疎通確認作業を実施する。

当該一式賃貸借は、賃貸人（リース業者）（以下「賃貸人」という。）が受注者（物件売渡業者）（以下「受注者」という。）から当該機器更新に係る物件一式の納入を受け、賃借人（本市）（以下「賃借人」という。）へ賃貸借を行うものである。

1 賃貸借物件

項番	項目	内容
1	市立竹原書院図書館システムハードウェア	別紙「ハードウェア・ソフトウェア明細書一覧」のとおり。
2	リプレイス作業	新システムを構築するためのシステム構成、機器構成の設計と新システム導入に関する機器の入れ替え、データの移行、システム設定・調整作業。

物件については、賃貸人が契約期間中継続して動産総合保険契約を締結し、その費用を負担すること。

2 賃貸借期間

令和6年7月1日から令和11年6月30日まで

3 システム稼働時期

市立竹原書院図書館システム本稼働時期：令和6年7月1日開始

4 受注者

広島県広島市東区牛田新町二丁目2番1号
株式会社広島情報シンフォニー
代表取締役 寺尾 昌彦
TEL：082-222-8211
FAX：082-223-8010

5 単価基準

1月あたりの単価契約とする。

6 物件納入期限

受注者からの納入期限は令和6年6月30日

7 支払方法

毎月分を月末締め後払いとする。

月末に一部完了検査を行い、良好な場合は検査結果の通知は省略する。不良の場合は即日通知する。

8 その他

この契約の履行のため個人情報を取り扱うにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

市立竹原書院図書館システムについては、賃貸借契約満了後、返還する。ただし、契約期間満了の30日前までに賃借人から、契約内容の変更等の申し出があった場合は、双方で協議するものとする。

別記「個人情報取扱特記事項」

(基本的事項)

第1 貸貸人及び受注者は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 貸貸人及び受注者は、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 貸貸人及び受注者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 貸貸人及び受注者は、貸借人の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 貸貸人及び受注者は、業務に関して知り得た個人情報を貸借人の管理する履行場所以外に持ち出してはならない。ただし、貸借人の承諾を得た場合はこの限りでない。

2 貸貸人及び受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者への周知及び監督)

第6 貸貸人及び受注者は、業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことを周知するとともに、業務を処理するために取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(複写・複製の禁止)

第7 貸貸人及び受注者は、貸借人の承諾があるときを除き、業務を行うために貸借人から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第8 貸貸人及び受注者は、業務を行うために貸借人から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに貸借人に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、貸借人が別に指示したときは、この限りでない。

(取扱状況の報告及び調査)

第9 貸借人は、必要があると認めるときは、業務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を貸貸人及び受注者に報告させ、実地に調査することができる。

(事故発生時における報告等)

第10 貸貸人及び受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに貸借人に報告し、貸借人の指示に従うものとする。